

第70回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：平成30年1月19日

開会 午前10時30分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課担当係長の山腰でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、本日7名のご出席がございますので審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していただきますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件についてご審議をお願いいたします。

配付資料についてですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、（仮称）ライフ西淡路店の新設の届出に対する住民等意見書の概要、意見書に対する回答、軽微な延刻等に係る手続の状況の計7種類となっております。不足等ございませんでしょうか。

またA4横のパワーポイントの資料をご用意させていただいておりますが、前に映しているものとなります。

それでは加藤会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○加藤会長 朝早くからご苦労さまです。それでは早速ですが審議に入りたいと思います。

本日ご審議いただきますのは新設案件2件で、議事の進め方としましては次第に従いまして、審議案件をお諮りしたいと考えています。

それでは議事（1）の①（仮称）ライフ鶴見今津北店の新設に関する届出内容につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは事務局より説明させていただきます。

（仮称）ライフ鶴見今津北店の新設についてご説明いたします。冒頭資料の修正がありますのでご報告いたします。

騒音関係で届出書15ページ（1）の予測地点の選定理由のうち、西側の予測地点dの敷地境界線上の予測の高さが6.9メートルになっておりましたが、6.5メートルであることが判明しましたので修正させていただきます。

また16ページ（2）夜間における発生源の騒音レベルの最大値の予測表ですが、予測地点Dの高さが6.9メートルから6.5メートルに修正、騒音レベルの合成値が44デシベルから43デシベルに修正になります。36ページ③夜間の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測値算出過程にも誤りがありますので修正になります。

以上の点については翁長委員からご指摘をいただきました。ありがとうございました。

それでは案件の説明に戻らせていただきます。本件はJR学研都市線徳庵駅から北西へ約600メートルの鶴見区今津北3丁目6番2、外2筆に2階建てのスーパーマーケットを新設するとして届出があったものです。

店舗面積は1,576平方メートルで設置者は株式会社カツダ、小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。用途地域は準工業地域、平成29年6月30日に届出があり、新設予定日は平成30年3月1日です。敷地周辺の状況といたしまして、まず計画図全体を南東側から写した写真です。

次に、計画地東側道路から北方向の写真です。

同じく、東側道路から南方向の写真です。

次に、北側道路から西方向の写真です。

同じく、北側道路から東方向の写真です。

次に、西側から南方向の写真です。

同じく、西側から北方向の写真です。計画地西側は倉庫となっております。

次に、南側道路から東方向の写真です。

同じく、南側道路から西方向の写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は建物1階に9台、2階に40台、合計49台が設置されており、また自動二輪車用として1階に3台が設置されております。駐輪場は建物の東側と西側に合計141台設置されており、うち6台が原付です。荷さばき施設は建物西側に110平方メートル設置されております。また廃棄物等保管施設は建物西側に保管容量20立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが午前7時から翌午前1時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は午前6時30分から翌午前1時30分までとなっております。駐車場の出入口は計画地東側に出入口が1カ所設けられております。荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、計画地東側の出入口付近の写真ですが、出入口の正面から少し南側より見たものでございます。出入口の前の道路より左折イン、左折アウトとなっております。

次に搬入車両の出入口周辺の状況といたしまして、計画地南側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し東側より見たものです。出入口の前の一方通行の道路より、右折イン右折アウトとなっております。

次に届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっております、店舗面積は1階に1,529平方メートル、2階に47平方メートルの合計1,576平方メートルです。主として販売する物品は食料品、衣料品、生活関連用品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各地から指針に基づく必要駐車台数を求めると49台となります。これに対し設置台数は49台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また来客の自動車の来店経路はごらんとおりでございます。また来客の自動車の退店経路はごらんとおりです。

続いて騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間についてはごらんとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺の4方向4地点に設定しており、各地点の周辺写真はごらんとおりとなっております。

まず北側の予測地点A、次に東側の予測地点B、次に南側の予測地点C、次に西側の予測地点D。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は規制基準を満たす結果となっております。

続いて廃棄物でございますが、1日当たりの予測排出量が7.6立方メートルに対して保管容量合計20立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に本届出に関する縦覧、住民等意見の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成29年7月14日から平成29年11月14日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお本届出に関して本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮はなされるかどうかを確認し、お手元の別紙資料のとおり市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、附帯意見といたしまして、

- ・新設後においても対応策の前例として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営に努めること。

- ・当該店舗の設置者は、社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

- ・交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

との取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○加藤会長　ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。

先ほど翁永委員からの指摘で、騒音の値の修正がありましたが、これは、基準については特に問題はないということですね。

○事務局　はい。

○澤村委員　地図や写真で見る限り、周辺にはマンションや有料老人ホームもありますが、交通安全については大丈夫なのでしょうか。全体図を見ていると小学校も中学校も近くにあるようですし、特に、オープン当初が問題だと思うのですが。

○事務局　通学路に関しましては、車の出入口がない北側と南側が通学路になっていますが、店舗の駐車場の出入口のある東側のところは通学路ではないということを確認しております。ただ近くを通りますので、当然そこは配慮いただくようにということで、繁忙期等に

つきましては、交通整理員を配置するという事になっております。

○澤村委員 地図には児童遊園の記載もありますので、少し気になりました。

○加藤会長 小学生の通学路ではないと、直接的に交錯する可能性はないということですね。ただし周辺を通るので繁忙期においては交通整理員を配置するということですが、これはでも、出入口のところだけ立っているわけですね。少し通りのところと離れていますので、それは交通整理員の方をお願いするのは難しいんじゃないかと思うのですが。

○事務局 直接通学路のところまで出てきて見るということは難しいかと思えます。

○澤村委員 朝は大丈夫だと思うので、オープンの時や繁忙期の時だけとは思うのですが、学校には周知されているのでしょうか。先生や保護者から注意されたら、子供も気をつけるのではないかと思います。

○事務局 事業者が通学路の確認に学校へ行っておりますので、こういった店舗がオープンするということは、学校には伝わっております。

○加藤会長 交通整理員は、道路交通法上、出入口以外のところに立ってはいけないのですよね。この間、別のところで話題になったのですが。また調べていただいたらいいと思うのですが、例えば出入口によっては、迂回することもあります。迂回するところが通学路なので、ここに立って、問題がないようにしたらいいんじゃないかという意見もあったのですが、それはできないのではないかと。

○事務局 確認してみます。

○加藤会長 そういう議論にもなりかねない話ですよ。

○澤村委員 そうですね。家もマンションもたくさん建っていて、児童遊園もあり、気になりましたので、また聞いておいてください。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○川崎委員 質問ですが、別添図の3を見せていただくと、店舗の北側には歩道がないように見えるのですが、歩道がない道なのですか。

○事務局 北側道路の店舗側には歩道がないのですが、マンションの前は比較的歩行者が通れるようになっていきます。マンション側で歩道を確保されているのかもしれないのですが、少し高くなっていて、人が十分歩けるスペースがあります。

○川崎委員 先ほどのご質問に関連して、歩道がなかったら少し危ないかなと危惧したのですが、マンション側にあるなら大丈夫ですね。

○加藤会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○吉川委員 駐車場の台数ですが、従業員用が何台かありますが、従業員用を含めて基準を満たしていれば大丈夫ということでしょうか。

○事務局 いいえ、来客用として基準を満たしております。基準とは別に従業員用があります。あくまで49台につきましては、来客用のみの指針の基準の台数です。

○吉川委員 わかりました。

○加藤会長 ほかにご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

それではこの案件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴しましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっておるということで、当審議会としまして

は、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、加えて事務局からあった説明の附帯意見3点、これを附帯意見として申し添えたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

○加藤会長 ありがとうございます。それでは当審議会における意見は有しないものとして、附帯意見を申し添えることにしたいと思います。

それでは続きまして議事(1)の②です。(仮称)ライフ西淡路店の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 (仮称)ライフ西淡路店の新設についてご説明いたします。

本件は阪急千里線下新庄駅から西へ約670メートルの東淀川区西淡路6丁目1番1、外2筆に3階建てのスーパーマーケットを新設するとして届出があったものでございます。

店舗面積は2,465平方メートルで設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。用途地域は準工業地域、平成29年7月20日に届出がありまして、新設予定日は平成30年3月21日です。敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を南西側から写した写真です。

次に、計画地西側道路から北方向の写真です。

同じく、西側道路から南方向の写真です。

次に、西側道路から東方向の写真です。

同じく、北側道路から西方向の写真です。

次に、東側から南方向の写真です。

同じく、東側から北方向の写真です。計画地東側は事業所となっております。

次に、南側道路から西方向の写真です。

同じく、南側道路から東方向の写真です。

次に、新設の配慮に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は建物3階に84台設置されております。駐輪場は建物の北側、西側、南側に合計90台設置されており、うち5台が原付です。また自動二輪車用として1台設置されております。

荷さばき施設は建物東側に59平方メートル設置されております。また廃棄物等保管施設は建物東側に保管容量12.6立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが午前7時から翌午前2時までとなっております。来店の駐車場利用時間帯は午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。駐車場の出入口は計画地西側に出入口が1カ所設けられております。荷さばきを行うことのできる時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口周辺の状況といたしまして、計画地西側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し北側より見たものです。同じく計画地西側の出入口付近の写真ですが、出入口正面から少し南側より見たものとなっております。出入口前の道路、側道より左折イン、左折アウトとなっております。

次に、搬入車両の出入口周辺の状況といたしまして、計画地南側の出入口付近の写真です

が、出入口正面から西側より見たものです。出入口の前の道路より、左折イン左折アウトとなっております。

次に届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

建物は地上3階建てとなっております、店舗面積は1階に1,396平方メートル、2階に1,039平方メートル、3階に30平方メートルの合計2,465平方メートルです。主として販売する物品は食料品、生活雑貨品、衣料品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると84台となります。これに対し設置台数は84台となっております、指針の必要駐車台数を満たしております。また来客の自動車の来店経路はごらんのとおりです。また来客の自動車の退転経路はごらんのとおりです。

続いて騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設整備の稼働時間についてはごらんのとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周辺4方向4地点に設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず北側の予測地点A、次に東側の予測地点B、次に南側の予測地点C、次に西側の予測地点D。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は規制基準を満たす結果となっております。

続いて廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が11.8立方メートルに対して保管容量は12.6立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に本届出に関する縦覧、住民意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成29年8月4日から平成29年12月4日までの4カ月間行いましたところ、2通の意見の提出がございました。

なお意見書には172名分の署名が添付されておりました。お手元の（仮称）ライフ西淡路店の新設の届出に対する住民意見書の概要をごらんください。

意見の概要としましては4点、主に駐車場の出入口及び来店、退店車両経路に関するものとなっております。設置者から意見書に対する回答書の提出がありましたので、パワーポイントと一緒にごらんいただければと思います。

まず1点目のご意見ですが、駐車場の出入口が計画地の西側に設けられており、車が狭い側道を通って来店、退店することになる。来店客による側道での交通量がふえ、側道に面した住宅前に一時停車する車両との摩擦が懸念される。このご意見に対しまして設置者からは、説明会后に1から3のご意見をいただいた団地の代表者と協議を行い対応させていただいております。

案内経路の設定は安全面から歩道が設置されている道路を選定しております。ご意見にある当該道路は歩道があり、歩車分離されていることから経路として設定しました。

一時停車の車両の対応として、現在駐車のある団地の玄関ロビーと側道との接道部分に停

車帯の設置をご提案させていただきました。

自治会内での協議結果によりますと、自治会内では既に側道沿いは駐車禁止、駐停車ご遠慮ください等の看板設置を行うとともに、団地南側には駐車場を確保していることから、東側に新たな停車帯は不要との意見があり、設置の方向にはあたりませんでした。

一方で、現経路のさらに西側の住宅地内の道路も案内経路として設定するご提案をいただきました。

事業者としては届出書に記載している道路を案内経路として設定するほうが安全である旨をお伝えしましたが、さらに西側道路を経路として案内することを望まれましたので、団地全体の総意として判断いただけるのであれば、両道路を経路として来店車両を分散する方向で変更いたしますとご回答させていただきました。

最終的には、さらに西側の道路を経路とすることは自治会内で合意にいたらず、届出書に添付している団地東側の道路を案内経路とすることをご了解を得ておりますと、の回答を得ています。

2点目のご意見ですけれども、バイパス道路をおりて側道と合流した1メートルほどのところに駐車場の出入口があり、無理な左折入場をしようとする交通法規を守らないドライバーの存在が懸念される。このご意見に対しまして、設置者からは出入口付近の逆走行車両への対応として、本線と側道との合流部分のポストコーンの損失部分の改修を行うことで大阪市建設局工営所と協議し対応します、との回答を得ております。

3点目のご意見、バイパス道路からの来店車両、退店車両とも同じ交差点でUターンするため、危険な運転を強要されることになる。これに対しまして設置者からは、現時点ではご意見をいただいた交差点の道路が一部供用開始されておらず交通量も少ないことから、当交差点のUターンでの案内経路としています。

道路供用開始後には、状況に応じて改めて警察協議により対応させていただくことになっておりましたが、西側団地自治会との協議により、当交差点でのUターンの経路は変更する方向となりました。

ただし、当交差点はUターン禁止交差点ではないことから、店内にはUターンをご遠慮くださいとのお願いの看板を設置します、との回答を得ております。

4点目のご意見、出入口が同じところだと出入口付近で事故があった場合、駐車場から出庫できなくなるため防災上の問題がある。これに対しまして設置者からは、出入口を同じ位置に設置している営業中の店舗は多数あり、大きな問題なく運営しております。当店舗も既存店同様に防災面にも考慮し運営していきます、との回答を得ております。以上です。

○事務局 本届出に関しまして、本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり市意見案につきまして、意見なしとの取りまとめを行っておりますが、附帯意見案といたしまして、

新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環

境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関等、協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

騒音についての予測地点の中には予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては周辺生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮に努めること。との、取りまとめを行っているところでございます。

以上でございます。

○加藤会長　それでは委員の皆様からただいまの質問に対しましてご意見、ご質問を頂戴したいと思っております。

○吉川委員　このパワーポイントの42ページでは変更前と書いてあるところが、もともとここでUターンする経路だったのを、このページの変更後と書いてあるところでUターンするように変えたということですね。

○事務局　はい。

○吉川委員　道路でまだ供用していない部分があるのですね。

○事務局　南北の道路になります。変更前の交差点より下の部分、南側の部分が計画道路で予定されておりますが、今はまだ供用されていない道路です。

○吉川委員　供用されていないということは、変更前の交差点でUターンしようと思っても、対向車が来ることは現時点ではないということですか。

○事務局　細い道ですが、あることはあります。

○吉川委員　どンドン対向車両が来るわけではないということですね。

○事務局　ないです。

○吉川委員　わかりました。

○加藤会長　住民の方から、こういうふうにしたほうがいいのではないかといろいろ案が出されていますが、団地の総意としては、そんなことは必要ではないし、この提案内容のほうが合理的な経路になっているというふうに考えられるということですね。

○吉川委員　北から来たら、店舗の前を通り過ぎて次の交差点を左折して、元の交差点に戻って、また側道に入ってから店舗に入るということですね。

○事務局　東西の道路には広い中央分離帯がございまして、Uターンするには問題がないように思います。

実際に現地を見たのですが、変更後の場所でUターンする車は結構ございました。変更前のところでは、トラックも結構Uターンしていましたので、変更後のほうが、普通の乗用車はUターンしやすいかなとは思いますが。

○吉川委員　Uターンそのものもですが、これだけ迂回してと言われたら、店舗に入りたくなくなってしまいますね。

○事務局　基本的には周辺住民向けの店舗と考えておられるようでして、車で来店というよりは自転車や徒歩での来店客を見込んでいるとのことですね。

○加藤会長　実際に現地を確認していただいたら、この提案がそれほど無理のない、合理

的な経路になっているのではないかということですね。

○吉川委員 経路としては確かにそうですね。

○加藤会長 判断に迷うといいますか、想像しにくいことでご意見が出ないのかもしれないのでしょうか。住民からの意見書について、それぞれ設置者は答えているわけですね。

例えば4番なんかですと、出入口が同じところだと出入口付近に事故があった場合について言われていますが、一般的には入口と出口が一緒になっているということはオペレーション上、特に問題がないということで、この点については設置者側の回答のほうが合理的だということですね。

○吉川委員 理論はわかります。これほどの店舗で3階に駐車場をつくとすると、こうせざるを得ないですね。本当は出入口が2カ所あったほうが良いと思いますが。

○吉田委員 いろいろと悩むのが、この道路が将来どれくらいの交通量になって、どういう使われ方をするのかということが、今はわからないからだと思います。今の昼間のような状況で運用されているのであれば問題ないと思うのですが、恐らく南が貫通すると、基本的に幹線道路的なものになりますが、計画の見通しについて、またどれくらいの交通量になるのか、何かデータがあれば教えてもらいたいと思います。

○事務局 いつ供用開始になるかというところは、正確に把握はしておりませんが、開始されれば、事業者の回答の中にもありましたが、警察等々と再度協議をして見直しをさせていただくというような話になっています。今は、どうしても今の状態でしか予測等が立てられないものです。

○吉田委員 東西道路の交通量はどれくらいかというのはわかりますか。

○事務局 交通量調査をしているはずですが、それほど量が多くないということは聞いております。

方向別来店交通量サンプルのところで東方面のほうに1日当たり280台、西方面のほうで1日当たり234台。ピーク時間で1時間に東方面が40台、西方面が34台という形での算定になっております。

○吉田委員 それは、来店者の交通量ですね。そもそも今、東西道路がどれくらいの交通量があるのかどうかはわからないので。

○加藤会長 Uターンができるということはそれほど車が多くないという前提だと思います。

○吉田委員 制限速度は40キロですが片側2車線ずつの道路なので、随分広い、幹線道路的な意味合いではあるとは思いますが。

○事務局 北から南に行くときに、今、南側が途中でとまっていますので、左折するのが1車線、直進と右折するのが2車線、直進と右折するのが1車線で右折が1車線ということで、Uターンする車は少ないのですが、右折のする車は結構ございました。現地で見ているときに、一番右端からトラックが右折するというのは難しいので、真ん中の車線からUターンしている状況は見ました。それでもスムーズに回っていらしたので、交通量的にはそんなに多くないと考えております。時間帯にもよるかもしれませんが、午後の4時ぐらいと、午

前の10時ぐらいに2回見に行きましたが、そんなに大きな問題はございませんでした。

○吉田委員 多分、今は問題ないと思うのですが、幹線道路として使われてからだと出入口の変更はできないので、最初から、南側の出入口から左折インして、スロープで上がるようにしておいてくれたら、特に問題はないと思います。それをこの側道との合流地点付近に出入口があって、たくさん迂回をしないとイケないというようなところが、気になってしまうポイントだと思います。

○吉川委員 全方向からの経路が側道を通って来るようになっています。

○吉田委員 そうです。南側の方が、迂回する回数は絶対少なくなります。

○加藤会長 これは何か事情があるのですか。

○事務局 駐車場の出入口の設置につきましては、交通量が少ないほうの道路に設置するという考え方で、幹線道路側、南側に出入口を設けるよりも、側道の方が、交通量が少ないということで、そちらに設置する計画にされたと聞いています。

また搬入口を南側にして、荷さばきの施設を南側に設置することで、北側の住宅からの距離をとって騒音に配慮しているとも聞いています。

○加藤会長 いかがでしょうか。

○吉田委員 現状では仕方がない。望ましくはないですが、許容範囲内ということでしょうか。

○加藤会長 もうこれは建設されているのですか。

○事務局 まだ建物は建っていませんでしたが、基礎工事部分はほぼ終わっているようです。

○加藤会長 わかりました。ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

この案件につきましてもいろいろ委員の皆さんからご意見をいただいて、理想ではないけれども現状を踏まえると許容範囲内というご判断をいただきました。届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりますが、事務局から説明のありました附帯意見は4点です。

○檜谷委員 まだまだ先の話のようでしたが、計画道路が通り、周辺環境が大きく変更したときはそれにあわせて対応することも、一応附帯意見として入れておいてはどうかと思いました。

○加藤会長 そうですね、設置者もその点は十分理解されているとは思いますが。念のためつけましょうか。

○事務局 口頭意見ではなく、附帯意見としてつけるということでよかったですでしょうか。

○加藤会長 口頭意見でもよろしいですか。

○檜谷委員 どちらでも結構です。こちらが伝えたということはしっかり残したほうがいかなと思います。

○加藤会長 わかりました。ありがとうございます。それでは口頭意見としてきちんと伝えていただくことにします。それでは附帯意見4点、それと口頭意見とて設置者に伝えるということでご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは当審議会における意見を有しないものとして附帯意見を申し添え、口頭での設置者側へ意見を伝えるということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは次に報告事項として「軽微な延刻等」に係る手続状況につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは「軽微な延刻等」に係る手続の状況等について5件ご説明、ご報告をいたします。

1件目。店舗名称は（仮称）ラ・ムー北津守店。南海高野線、汐見橋線、木津川駅から南東へ約200メートルのスーパーマーケットで、所在地は西成区北津守2丁目48番1、外1筆です。設置者及び小売業者は大黒天物産株式会社となっております。

今回の届出事項は廃棄物等の保管施設の設置位置及び容量の変更で、平成29年6月26日に届出があったものです。変更日は平成29年7月15日。用途地域は第2種住居地域と準工業地域です。

変更内容ですが、変更前の廃棄物保管施設の容量が16.6立方メートルでしたが、変更後の容量は18.6立方メートルとなっております。こちらは建物見取り図で変更前後の廃棄物保管施設の位置を示しています。変更前より少し西側が変わっております。縦覧期間は平成29年7月14日から平成29年11月14日、住民意見なしです。

軽微区分は廃棄物等保管庫の位置及び容量の変更で、変更前後に比べて周辺生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとして、大店立地法第6条第4項のただし書きに規定する軽微な変更として認めておりますので本市意見はございません。

2件目。店舗名称は南海ターミナルビル、地下鉄と南海なんば駅直結の商業施設で所在地は中央区難波5丁目12番、外35筆です。設置者は南海電気鉄道株式会社及び株式会社高島屋。小売業者は株式会社高島屋ほか119者となっております。

今回の届出事項は駐車場の位置等の変更で平成29年6月30日に届出があったものです。変更日は平成29年6月1日。用途地域は商業地域です。変更内容ですが、届出前の駐車場はターミナルビル駐車場、タイムズ難波立体駐車場、ナンバモータープールの3つの駐車場で合計477台の届出がありました。そのうちナンバモータープールからタイムズ難波中央駐車場に変更になります。台数の変更はございません。またナンバモータープールからタイムズ難波中央駐車場に変更になることに伴い、駐車場の出入口の数が5から6に変更になります。

こちらは変更前の駐車場の位置です。こちらは変更後の駐車場の位置です。縦覧期間は平成29年7月14日から平成29年11月14日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は駐車場の位置及び出入口の数の変更で、交通に関する検討の結果、変更前後で周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められるものとしております。

3件目。店舗名称は高見プラザ。阪神なんば線千鳥橋駅から700メートルの商業施設で、所在地は此花区高見1丁目37番11です。設置者は株式会社関西都市住居サービス、小売業者はイオンリテール株式会社ほか2者となっております。

今回の届出事項は①駐車場の収容台数の変更、②駐輪場の位置の変更及び収容台数の変更で、平成29年6月30日に届出があったものです。変更日は平成30年3月1日。用途地域は近隣商業地域です。変更内容ですが、駐車場の収容台数については変更前191台から変更後は46台に変更するものです。駐輪場については位置を建物の南西側と北東側にあったものを南西側、南東側に変更し、収容台数を350台から143台に変更するものです。

こちらは変更前後の駐輪場の場所を示したものです。縦覧期間は平成29年7月14日から平成29年11月14日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は駐車場の収容台数の変更、駐輪場の位置及び収容台数の変更で、交通に関する検討の結果、変更前後に比べて周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められるものとしております。

4件目。店舗名称は大阪マルビル。阪神電車梅田駅から120メートルの商業施設で、所在地は北区梅田1丁目9番20号です。設置者は株式会社マルビル。小売業者はタワーレコード株式会社ほか2者となっております。

今回の届出事項は開閉店時刻の変更で、平成29年7月3日に届出があったものです。変更日は平成29年8月10日。用途地域は商業地域です。変更内容ですが、変更前午前11時から午後11時までだったものを変更後は一部店舗において24時間営業となるものです。縦覧期間は平成29年7月14日から平成29年11月14日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は営業時間の変更で、変更内容の夜間時間帯にかかるものの騒音に関する検討の結果、変更前後に比べて周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められるものとしております。

5件目と6件目。店舗名称ノースゲートビルディング、サウスゲートビルディングについては同じ設置者からの届出ですので、まとめて説明させていただきます。

店舗名称ノースゲートビルディングとサウスゲートビルディングは設置者が大阪ターミナル株式会社で、ともにJR大阪駅直結の商業施設です。

ノースゲートビルディングは小売業者が株式会社JR西日本伊勢丹ほか207者、変更内容は①駐車場の使用台数の変更、②駐輪場の位置及び収容台数の変更で、サウスゲートビルディングは小売業者が株式会社大丸松坂屋百貨店、変更内容は駐輪場の位置及び収容台数の変更で、平成29年7月28日に届出があったものです。変更日は平成30年4月1日。用途地域は商業地域です。

ノースゲートビルディングとサウスゲートビルディングは駐車場、駐輪場ともに大阪ステーションシティ駐車場・駐輪場を使用しております。駐車場の届出台数がノースゲートビルディングは336台、サウスゲートビルディングは173台、駐輪場の届出はノースゲートビルディング、サウスゲートビルディングともに300台となっております。

大阪ステーションシティ駐車場、駐輪場が増築工事を行うため、工事期間中、駐車場の一部が使用できなくなり、駐輪場も閉鎖されるため、一時的に変更を行う届けが出されたものです。現在、他の店舗分も含め、駐車場は539台の収容台数となっておりますが、工事期間①平成30年4月から12月までは360台に、工事期間②平成31年1月からは503

台になります。これまでの駐車場の使用実績を勘案し、ノースゲートビルディングの駐車台数を工事期間1は157台、工事期間2は300台とする変更になります。駐輪場についてはこれまでの駐輪場の使用実績から工事期間中は大阪駅駐輪場と西梅田中央駐輪場を使用し、ノースゲートビルディングは230台に、サウスゲートビルディングは115台に変更します。また工事終了後は現状通りの届出台数に戻します。

こちらは駐輪場の場所を写したものです。縦覧期間は平成29年8月14日から平成29年12月14日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は駐車場の収容台数の変更、駐輪場の位置及び収容台数の変更で、交通に関する検討の結果、変更前後に比べて周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

以上でございます。

○加藤会長 軽微な案件についてですが、何かご質問はありますか。最後の案件は結構複雑ですね。工事中とはいえ、こんなに駐車場台数や駐輪場台数を減らして大丈夫なのかと思うのですが、一言でいうと、実態としてはあんまり使われていないから大丈夫だということですよ。それでは将来もそんなに要らないのではないかと思います。

○事務局 JRの駐車場、駐輪場の増築工事になるのですが、駐車場の全体の収容台数をさらに増やすと聞いております。あの周辺の新駅の計画や、うめきたの開発等を見込んで工事を行うということです。そういった環境の変化等もありますので、工事期間中だけの変更ということで、工後は元に戻すという届出を受付しております。

○加藤会長 よろしいでしょうか。

○川崎委員 3番目の4の高見プラザの件ですが、こんなにお店が入っているのに、駐車場の台数がかかり減っているのですが、大丈夫なのかなと思います。

○事務局 現地を見に行ってきたのですが、かなり前の建物で、ビル自体は非常に古くなっております。今は地域住民の方の来客が中心で、駐車場はかなり使用実績が少ないということです。今回駐車場に関しましては余っている部分については有効活用して、月極めにしたいと、また周りからもそういった要望を聞いているということでした。駐輪場に関しては台数も減っているのですが、駐輪場にきちんと駐輪されていない状態にもなっていましたので、場所を移動して、その辺もふくめて整備するというで聞いております。

○吉川委員 変更後の台数も基準はあるのでしょうか。

○事務局 はい。

○川崎委員 本来とめてはいけないところに、ますます放置自転車が増えるということはないのですか。

○事務局 入口が南側にありますので、変更後の南側には多くとめられていましたが、変更前のところはほとんど使われていませんでした。

○吉田委員 当初はもっと滞在時間の長い、いわゆるショッピングモールだったので、最初はたくさん駐車場をつくったが、今はもう普通のスーパーぐらいになってしまったと。駐車場の規模でいうと、台数もさきほどの案件の店舗よりまだ多いほうですが、当初の設定とは違うようになったと理解しています。

○吉川委員 2番の南海ターミナルビルですが、タイムズ難波の駐車場を使っていますが、届出台数よりも収容台数が多いのでしょうか。

○事務局 はい。多いです。

○吉川委員 35台だけ割り当てをされているということですね。また例によって35台の場所を決めているわけではないのですね。

○事務局 決めていません。

○吉川委員 まあ、それだけの余裕があれば大丈夫ですね。

○加藤会長 ほかに、よろしいですか。

それでは市長から依頼がありました新設案件2件、それから変更案件6件についての調査審議は以上で終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等につきましてはご一任いただけますでしょうか。

それではご一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいと思います。

それではこれもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、閉会といたしたいと思います。どうもご協力をありがとうございました。

○事務局 加藤会長どうもありがとうございました。

委員の皆様方には本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

これをもって本日の審議会を終了いたします。

閉会 午前11時44分